

富田林市会計年度任用職員採用資格試験実施要領（市立保育所関係）

【令和8年10月以降採用】

1. 募集職種、募集人数及び受験資格

（1）保育士Aまたは保育士B（募集人数3人）（産休代替）

※合格者が募集人数を超過する場合、優先順位1位A、2位Bで採用する予定です。

（2）保育士A（募集人数1人）

（1）・（2）ともに保育士資格（府地域限定保育士を含む）を有する人、または採用日までに資格取得見込みの人

※次のいずれか一つに該当する人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 選考方法

書類審査及び面接試験

3. 面接試験日程等

（1）試験日

申し込み後に調整を行い後日お知らせします。（相談可）

（2）試験場所

富田林市役所 4階 こども育成課（富田林市常盤町1番1号）

（3）持参するもの

受験票

（4）結果発表

試験日から2週間以内に、可否に関わらず郵送にて通知します。

4. 受験手続

申込書類を持参し、申し込んでください。

※郵送での受付はいたしません。

（1）申込期間 令和8年9月18日（金）までの開庁日

※申込期間終了後、募集人数に満たない場合は申込を継続する予定です。

※申込を継続する場合は、随時受付とします。（採用者が決まり次第、募集を終了します。）

（2）受付時間 午前9時から午後5時まで

（3）申込場所 富田林市役所 4階 こども育成課

（4）申込に必要な書類

- ①採用資格試験申込書（写真貼付・所定の事項を記入。裏面も忘れずに記入してください。）
- ②受験票（受験番号以外を記入。）
- ③資格証明書の写し

5. 採用

（1）採用資格者名簿への登載

合格者は、採用資格者名簿に高得点順に登載され、必要に応じて採用される資格が与えられます。
名簿登載期間は、令和9年3月31日までです。

（2）採用

採用資格者名簿上位から採用します。

（3）受験資格がないこと、又は受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消します。

6. 勤務形態

(1) 任用期間

・保育士Aまたは保育士B（募集人数3人）（産休代替）

- ①令和8年10月以降から令和8年11月19日まで
- ②令和8年10月以降から令和8年11月27日まで
- ③令和8年10月7日以降から令和9年1月26日まで

・保育士A（募集人数1人）

- ①令和8年10月以降から令和9年3月31日まで

※年度内に限り延長される場合があります。

※勤務成績などにより再度の任用の手続きが可能です。ただし、必要業務量がない場合には、希望いただいても任用はできません。

(2) 勤務場所

富田林市の公立保育園

(3) 報酬

本市の規定に基づき支給します。（予定額であり変更となる場合があります。）

①保育士A

月額240,700円

保育士B

月額209,700円

※1 一時金（12月に2,325カ月）支給有り。

予定であり変更となる場合があります。

新年度新規採用又は年度途中新規採用の場合、割合調整があります。

※2 昇給有り（上限有り）。

※3 別途本市の規定による交通費支給有り。

(4) 勤務時間等

詳細は別添の『就業内容について』を参照してください。

①保育士A

月曜日～金曜日、土曜日は3週に1回勤務 ※土曜日出勤分は代休取得

午前9時～午後5時（休憩時間45分）

保育士B

月曜日～金曜日

午前9時～午後5時（休憩時間45分）

(5) 休暇

本市の規定に基づき年次有給休暇を付与します。

(6) 保険

健康保険（介護保険含む）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入。

7. その他

(1) 申込書類は、返却いたしません。

(2) 申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。

(3) 申込書に記載された情報は、採用資格試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

(4) 受験票記載の「受験上の注意事項」「会場付近図」をよく読んでおいてください。

(5) 保育士の採用については、児童福祉法第18条の36第3項の規定により、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当有無の確認のため、同条第1項のデータベース検索を行います。

検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は選考の対象外となります。

8. 問い合わせ先

富田林市 こども未来部 こども育成課

0721-25-1000（内線281）